

令和3年6月1日から キッチンカー等の営業区域が神奈川県内全域に拡大されました

1 概要

自動車で食品の調理等を行う移動食品営業（いわゆる「キッチンカー等」）は、これまで神奈川県内では、営業区域を管轄する自治体（県及び保健所設置6市[※]）ごとに食品衛生法に基づく営業許可等が必要でした。

このたび、食品衛生法改正に伴う規制の見直しにより、令和3年6月1日以降に県及び保健所設置6市のいずれかが許可した、又は届出を受理したキッチンカー等は、県内全域で営業できるようになりましたので、お知らせします。

※ 保健所設置6市：横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市（寒川町を含む。）

2 県内申合せの締結

これまでは、県内各自治体が独自に定めた要綱等に基づき監視指導等の対応をしていましたが、食品衛生法改正後の各自治体対応が同様になるよう調整を行い、申合せを締結しました。

これにより、県内全域での営業が可能となり、県内で移動食品営業を行う事業者の利便性の向上が期待されます。

事業者・市民の皆様へ

食中毒を予防しましょう ～食中毒予防のポイント～

これからの季節は、気温や湿度の上昇により食中毒のリスクがさらに高まります。

テイクアウト食品は、調理してから食べるまでの時間が長くなる場合がありますので、事業者の方は、衛生管理やお客様への注意喚起をさらに徹底してください。

また、市民の皆様は、テイクアウト食品による食中毒を防止するため、次のことに注意してください。

- 食品は速やかに食べるか冷蔵庫で保存し、長時間の常温放置をしない
- 再加熱するときは中心まで十分に加熱する
- 食べる前には流水とせっけんで手洗いをする

参考：令和3年6月1日 神奈川県記者発表資料

キッチンカー等の営業区域が県内全域に拡大されました

(問合せ先) 川崎市健康福祉局保健所食品安全課 担当 伊達
電話 044-200-0198
FAX 044-200-3927

キッチンカー等の営業区域が県内全域に拡大されました

これまで、県内全域で食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業（いわゆる「キッチンカー等」）を営業する場合は、県及び保健所設置6市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市それぞれに手続きを行う必要がありました。

このたび、神奈川県は、保健所設置6市と、キッチンカー等の取扱いについて申合せを行い、県及び保健所設置6市のいずれかが許可又は届出を受理したキッチンカー等は、県内全域で営業できるようになりましたので、お知らせします。

なお、川崎市、相模原市、横須賀市及び茅ヶ崎市も本日発表する予定となっています。

1 対象となるキッチンカー等

令和3年6月1日以降に、食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業の許可を受けた又は届出をしたキッチンカー等

2 期待される効果

県内におけるキッチンカー等の営業の利便性の向上

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課
課長 土肥 電話 045-210-4930
食品衛生グループ 青山 電話 045-210-4940